

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策) の数量単価改正について

令和4年11月
農林水産省

目 次

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の概要	1
2. 交付単価の算定方法	2
3. ゲタ対策における消費税の扱い	3
4. 改定平均交付単価（案）	5
5. 対象作物の近年の状況	8
6. 参考	17

1. 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)の概要

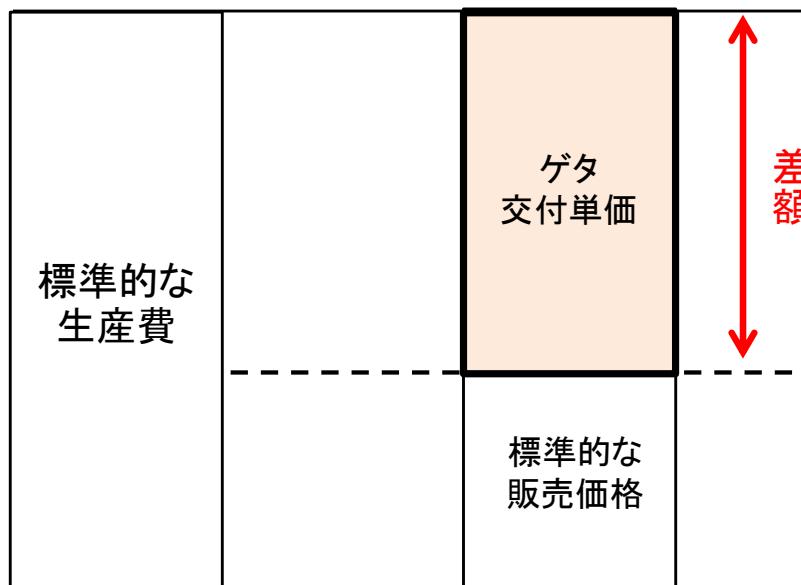
- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下、担い手経営安定法という。）に基づき、諸外国との生産条件の格差により不利がある農産物を対象に「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する畠作物の直接支払交付金（ゲタ対策）を実施。

交付対象農業者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません）

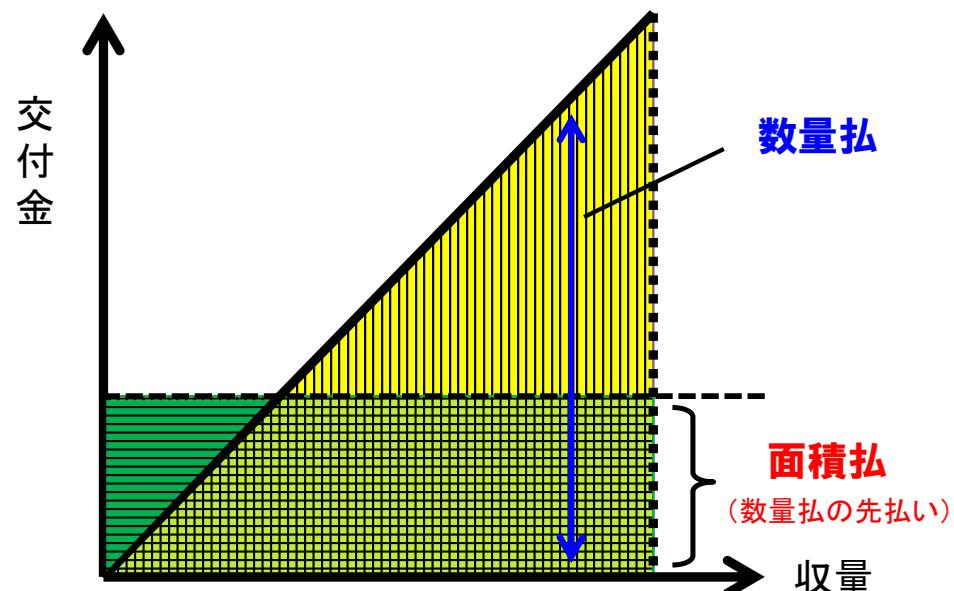
交付対象農産物：麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

支払方法：数量払を基本とし、数量払の先払いとして面積払を支払う

【交付単価のイメージ】



【数量払と面積払との関係】



2. 交付単価の算定方法

- 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の数量払交付単価については、下の算定式により、統計データ等に基づき透明性を確保しつつ機械的に算定。
- ゲタ交付単価については、制度導入以来原則3年ごとに改定。

品目横断的経営安定対策導入以前（平成18年度まで）は、毎年、単価改定していたが、生産コスト削減や販売価格上昇が直ちに翌年の単価に反映され、現場の生産性向上努力等が収入につながりにくい面があった。

このため、平成19年度の品目横断的経営安定対策の導入以降、生産現場の要望を踏まえ、単価を3カ年固定したことにより、生産現場では中期的な営農計画が立てやすくなるとともに、生産性向上等の努力が収入に結びつくようになったところ。

【平均交付単価の算定式】

$$\text{平均交付単価} = \frac{10a\text{当たり生産費(直近3年平均)}}{\text{单収(平均单収(直近7中5平均))}} - \text{販売価格(直近5中3平均)}$$

- 交付単価は算定上、消費税負担分が含まれており、課税事業者が消費税の納付もしくは還付の手続きをした場合には、交付金に含まれる消費税負担分と重複する。このため、課税事業者向け交付単価は、生産費（消費税率10%）、販売価格（消費税率8%）から消費税分を除いて算定。

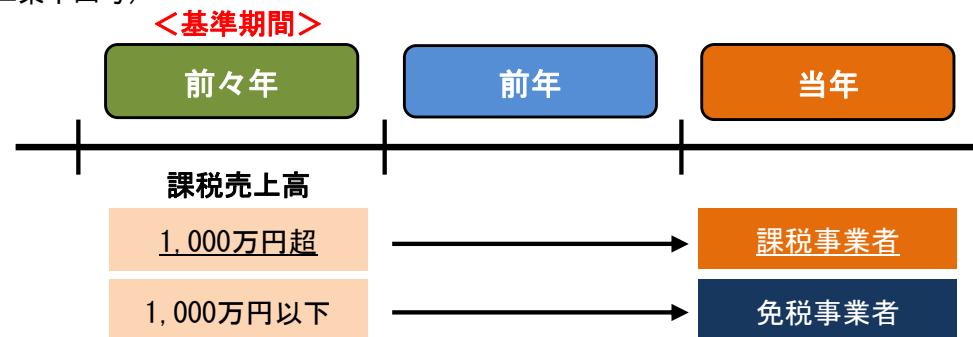
3. ゲタ対策における消費税の扱い(消費税に係る手続き)

- 消費税は生産や流通などの各取引の中で課税され、最終的には購入した消費者が負担。
- 課税事業者は、売上で預かった消費税額から、仕入れ等で支払った消費税額を差し引いた額を納付。
- 仕入等で支払った消費税が売上で預かった消費税を上回る場合に、その差額分について還付を受けることができる。（免税事業者、簡易課税制度を選択している事業者は除く。）

○ 課税事業者

基準期間※における課税売上高が1,000万円を超える事業者。

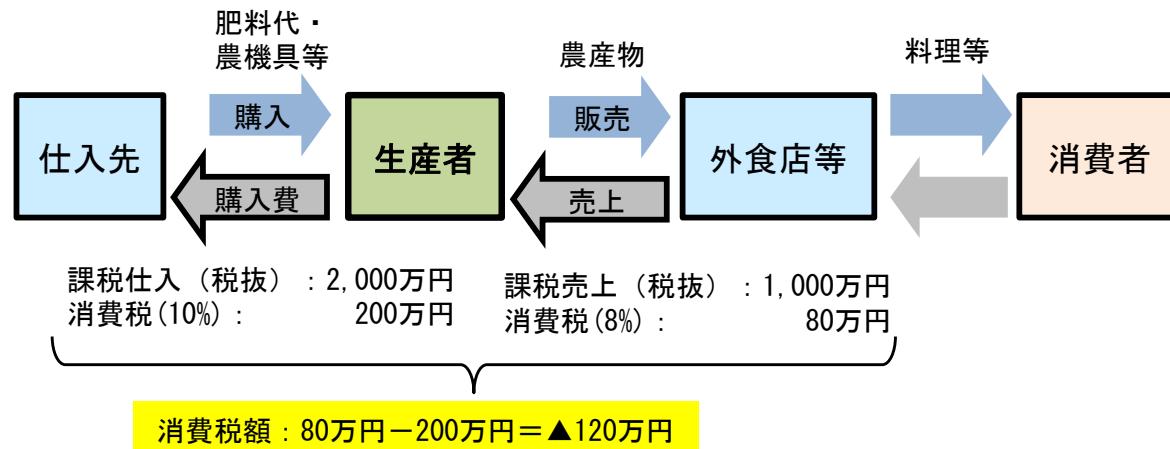
※基準期間 個人事業者についてはその年の前々年をいい、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいう。
(消費税法第二条十四号)



○ 消費税の課税取引

	科目	課非
収入	販売金額	○
	雑収入(ゲタ交付金)	
	種苗費	○
	肥料費	○
	農業薬剤費	○
	光熱動力費	○
	その他の諸材料費	○
	土地改良及び水利費	
	賃借料及び料金	○
	物件税及び公課諸負担	
	建物費	○
	自動車費	○
	農機具費	○
	生産管理費	○
	労働費	
	副産物価額	○
	支払利子	
	支払地代	
	自己資本利子	○
	自作地地代	

○ 還付の場合の仕組み



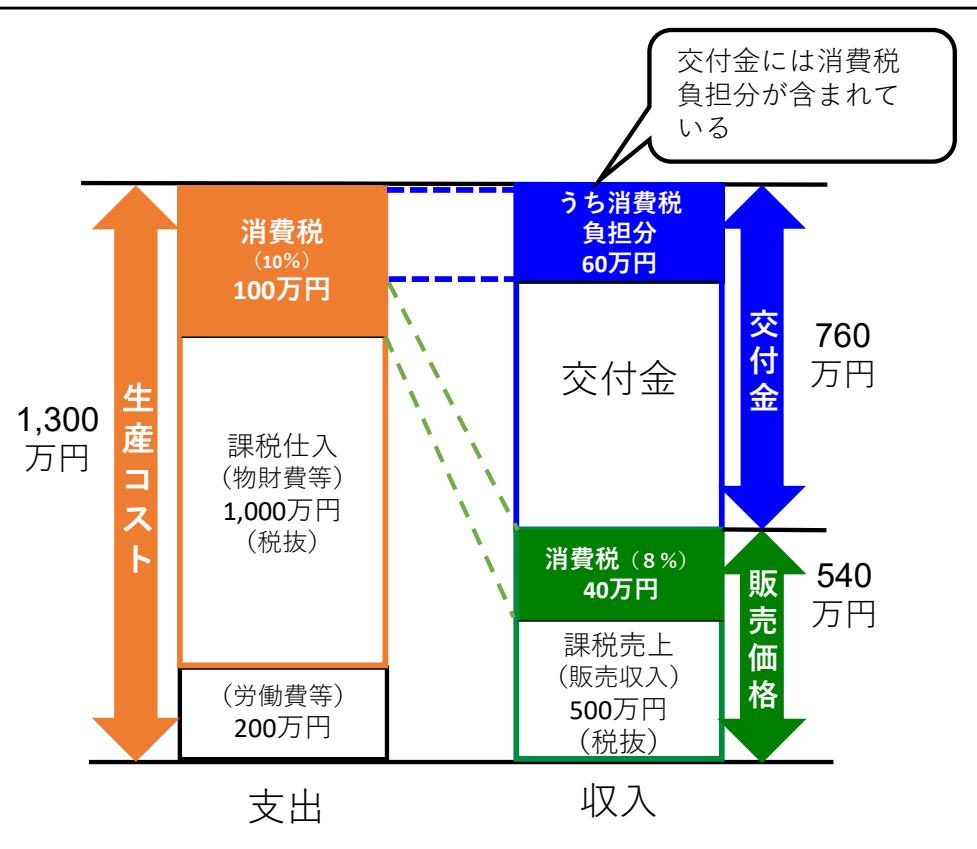
支払消費税が受取消費税を上回る場合、申告により差額分について還付を受けることができる。

3. ゲタ対策における消費税の扱い

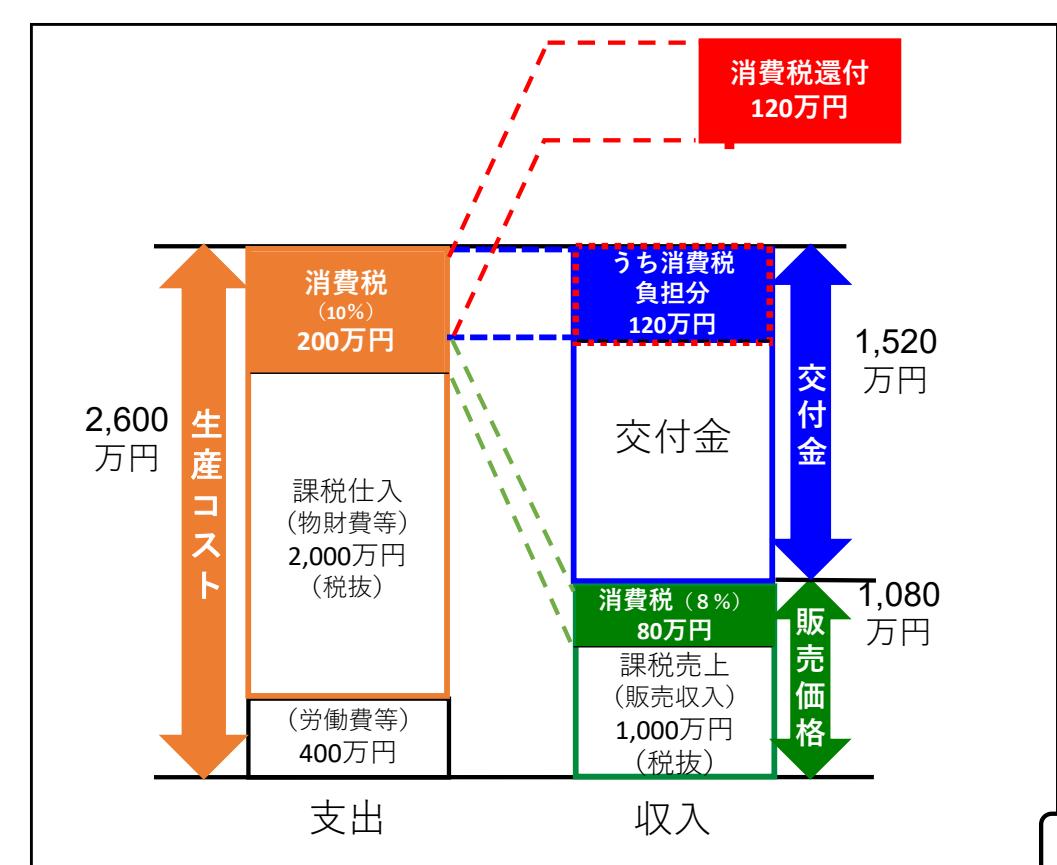
- 畑作物の直接支払交付金の交付単価の算定上、消費税負担分が含まれており、課税事業者が消費税の納付（還付）の手続きをした場合には、交付金に含まれる消費税負担分と重複。
- このため、消費税の免税事業者、課税事業者それぞれについて別々の交付単価を設定。
- 課税事業者の場合、消費税相当額を除いた生産費・販売価格を用いて算定した交付単価を適用。

○課税事業者における還付の場合のイメージ

<免税事業者の場合>
(販売収入1,000万円以下)



<課税事業者の場合>
(販売収入1,000万円超又は任意で選択)



4. 改定平均交付単価（案）

	小麦 (円/60kg)	二条大麦 (円/50kg)	六条大麦 (円/50kg)	はだか麦 (円/60kg)	大豆 (円/60kg)	てん菜 (円/1t)	でん粉 原料用 ばれいしょ (円/1t)	そば (円/45kg)	なたね (円/60kg)
現行平均 交付単価 (R2~4)	6,710	6,780	5,660	9,560	9,930	6,840	13,560	13,170	8,000
免税事業者 向け平均交 付単価	6,340 (▲370)	6,160 (▲620)	5,150 (▲510)	9,160 (▲400)	9,840 (▲90)	5,290 (▲1,550)	15,180 (1,620)	17,550 (4,380)	8,130 (130)
課税事業者 向け平均交 付単価	5,930 (▲780)	5,810 (▲970)	4,850 (▲810)	8,630 (▲930)	9,430 (▲500)	5,070 (▲1,770)	14,280 (720)	16,720 (3,550)	7,710 (▲290)

改定品質区分別交付単価(案)

○ゲタ対策の対象農産物については、地域間・農業者間の品質格差があるため、平均交付単価を基準として、品質に応じた品質区分別単価を設定。

① 小麦

- 等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
- A～Dランクはたんぱく質の含有率等の違いで区分
- パン・中華麺用品種はそれ以外の品種よりも2,300円/60kg高い単価を設定

(円／60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等				
	A	B	C	D	A	B	C	D	
パン・中華麺用 品種	免税事業者向け	8,270円	7,770円	7,620円	7,560円	7,110円	6,610円	6,460円	6,400円
	課税事業者向け	7,860円	7,360円	7,210円	7,150円	6,700円	6,200円	6,050円	5,990円
パン・中華麺用 品種以外	免税事業者向け	5,970円	5,470円	5,320円	5,260円	4,810円	4,310円	4,160円	4,100円
	課税事業者向け	5,560円	5,060円	4,910円	4,850円	4,400円	3,900円	3,750円	3,690円

② 大麦・はだか麦

- 等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
- A～Dランクは白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

(円／単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等				
	A	B	C	D	A	B	C	D	
二条大麦 (50kg当たり)	免税事業者向け	6,220円	5,800円	5,680円	5,630円	5,360円	4,940円	4,810円	4,760円
	課税事業者向け	5,870円	5,450円	5,330円	5,280円	5,010円	4,590円	4,460円	4,410円
六条大麦 (50kg当たり)	免税事業者向け	5,510円	5,090円	4,960円	4,910円	4,480円	4,060円	3,940円	3,890円
	課税事業者向け	5,210円	4,790円	4,660円	4,610円	4,180円	3,760円	3,640円	3,590円
はだか麦 (60kg当たり)	免税事業者向け	9,750円	9,250円	9,100円	9,010円	8,180円	7,680円	7,530円	7,450円
	課税事業者向け	9,220円	8,720円	8,570円	8,480円	7,650円	7,150円	7,000円	6,920円

③ 大豆

- 等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
- 特定加工用は、豆腐・油揚、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆
(円／60kg)

品質区分(等級)		1等	2等	3等
普通大豆	免税事業者向け	10,770円	10,080円	9,400円
	課税事業者向け	10,360円	9,670円	8,990円
特定加工用大豆	免税事業者向け	8,720円		
	課税事業者向け	8,310円		

④ てん菜

- 糖度に対応した単価で区分

(円／t)

品質区分 (糖度)		← (+0.1度ごと)	16.6度	→ (▲0.1度ごと)
てん菜	免税事業者向け	+62円	5,290円	▲62円
	課税事業者向け	+62円	5,070円	▲62円

⑤ でん粉原料用ばれいしょ

- でん粉含有率に対応した単価で区分

(円／t)

品質区分 (でん粉含有率)		← (+0.1%ごと)	19.6%	→ (▲0.1%ごと)
でん粉原料用 ばれいしょ	免税事業者向け	+64円	15,180円	▲64円
	課税事業者向け	+64円	14,280円	▲64円

⑥ そば

- 等級は容積重の違いや被害粒の割合で区分

(円／45kg)

品質区分 (等級)		1等	2等
そば	免税事業者向け	18,010円	15,900円
	課税事業者向け	17,180円	15,070円

⑦ なたね

- エルシン酸を含まず油分含有率の高い品種とその他の品種で区分

(円／60kg)

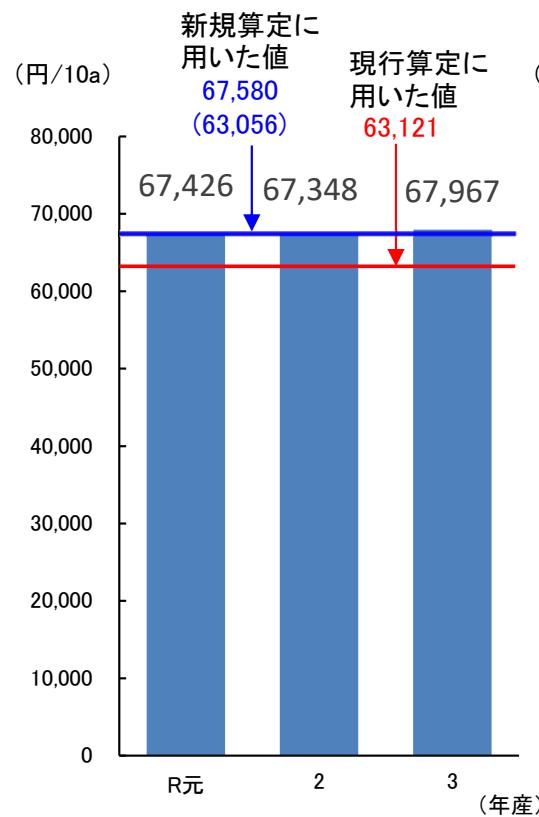
品質区分 (品種)		キザキノナタネ キラリボシ ナナシキブ きらきら銀河 ペノカのしづく*	その他の品種
なたね	免税事業者向け	8,140円	7,400円
	課税事業者向け	7,720円	6,980円

※今回追加した品種

5. 対象作物の近年の状況(小麦)

- 10a当たり生産費は、農機具費や賃借料が増加したことにより増加している。
- 10a当たり収量は、近年豊作が多く、算定に用いた収量を上回る年が多くなっている。
- 60kg当たり販売価格は、旺盛な国産需要や輸入麦の高騰により高値となっている。

○10a当たり生産費の推移

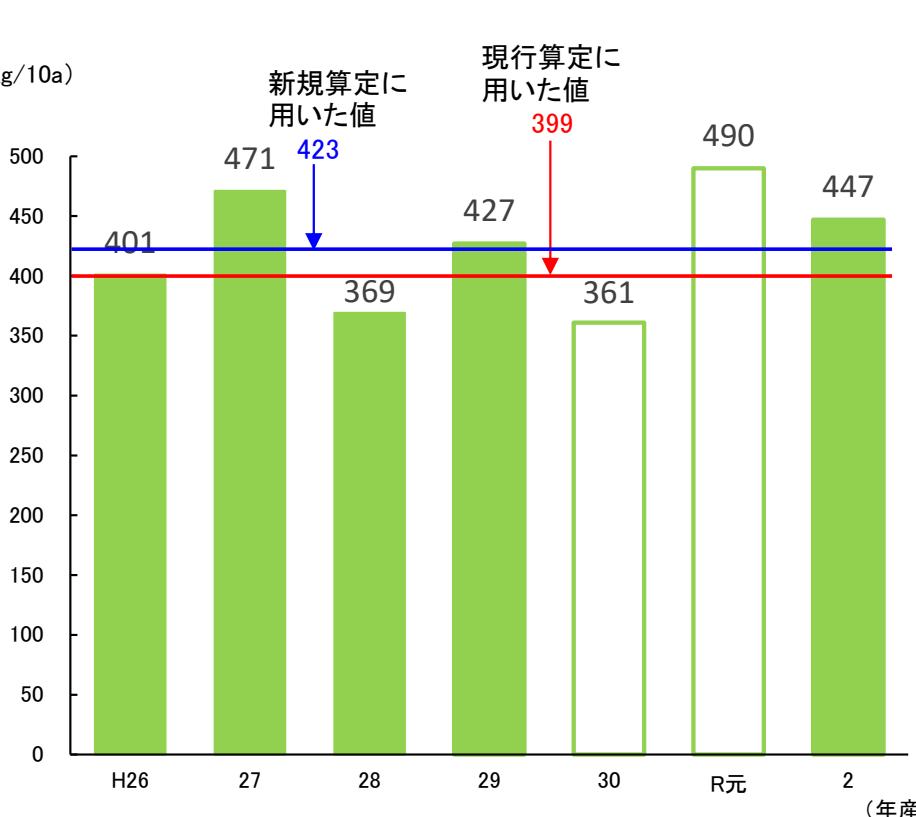


出典: 農林水産省「生産費統計」

注1: 現行算定に用いた生産費は、H28~30の3年平均の値である。

2: 新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。

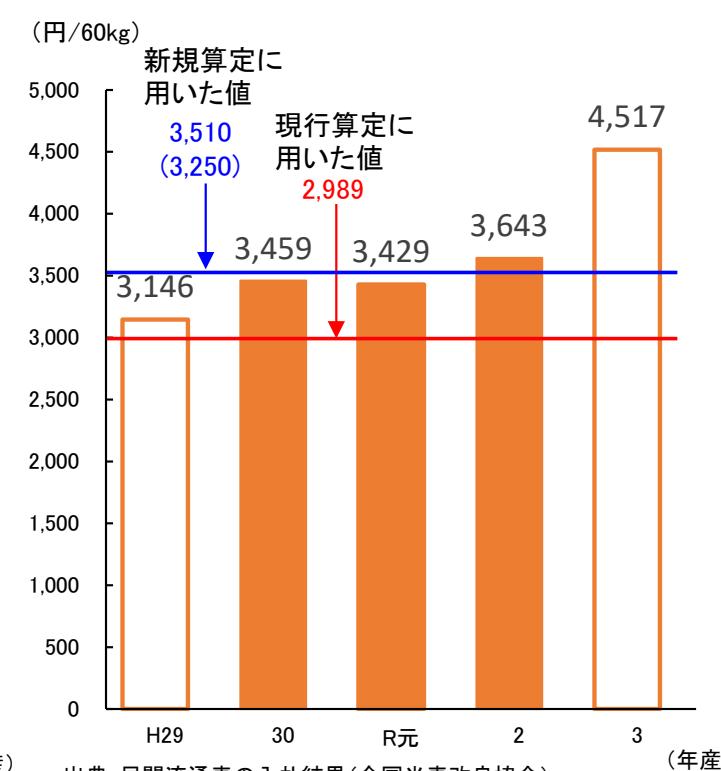
○10a当たり収量の推移



出典: 農林水産省「作物統計」

注: 現行算定に用いた単収は、H30の平均収量(H23~29の7中5平均)の値である。

○60kg当たり販売価格の推移



出典: 民間流通麦の入札結果(全国米麦改良協会)

注1: 60kg当たり販売価格は、全銘柄の加重平均価格(事後調整後)である。

2: 現行算定に用いた販売価格は、H26~30の5中3平均の値である。

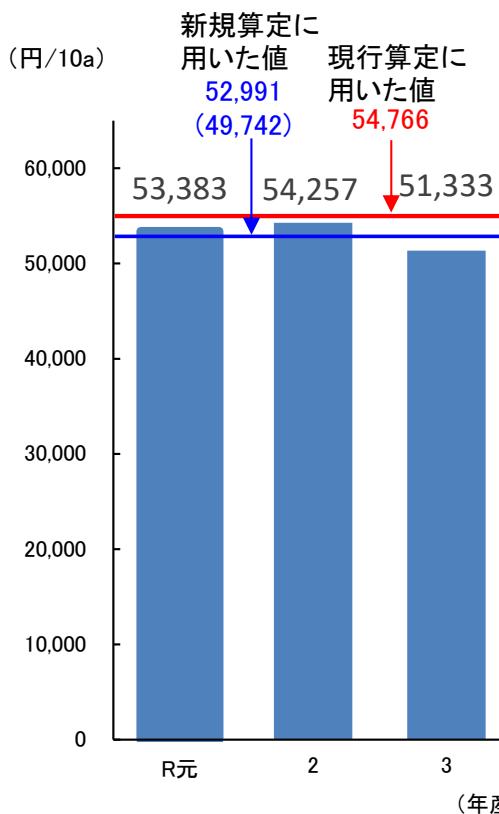
3: 新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。

4: TPP等が発効し、麦のマークアップが引き下がることから、国産麦の販売価格が低下する分を単価に上乗せ。

5. 対象農産物の近年の状況(二条大麦)

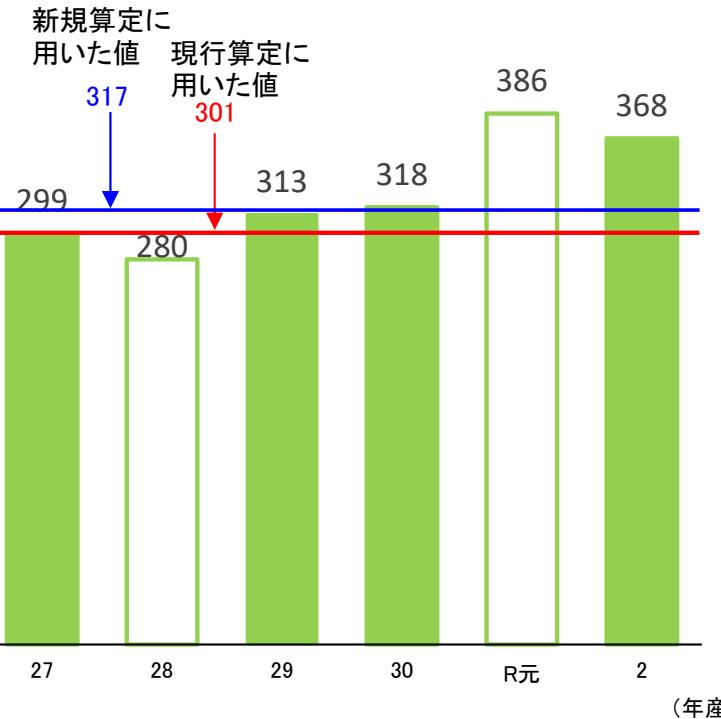
- 10a当たり生産費は、賃借料の増加に対し、農機具費や労働費が減少したことにより減少している。
- 10a当たり収量は、横ばいで推移していたが、近年豊作となっている。
- 50kg当たり販売価格は、需給緩和により大きく下落している。

○10a当たり生産費の推移



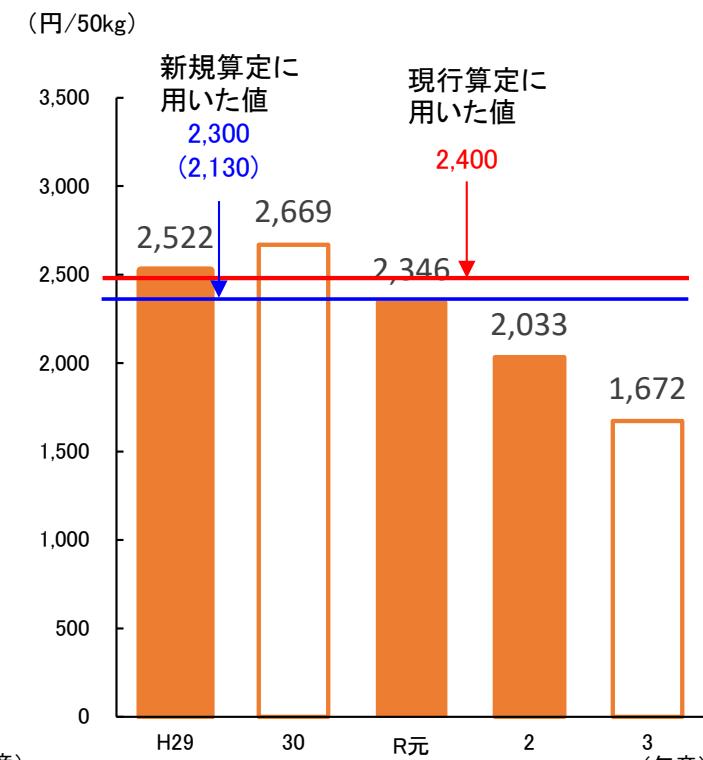
出典:農林水産省「生産費統計」
注1:ビール麦用途に係るコスト要因を除いている。
2:現行算定に用いた生産費は、H28～30の3年平均の値である。
3:新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。

○10a当たり収量の推移



出典:農林水産省「作物統計」
注:現行算定に用いた単収は、H30の平均収量(H23～29の7中5平均)の値である。

○50kg当たり販売価格の推移

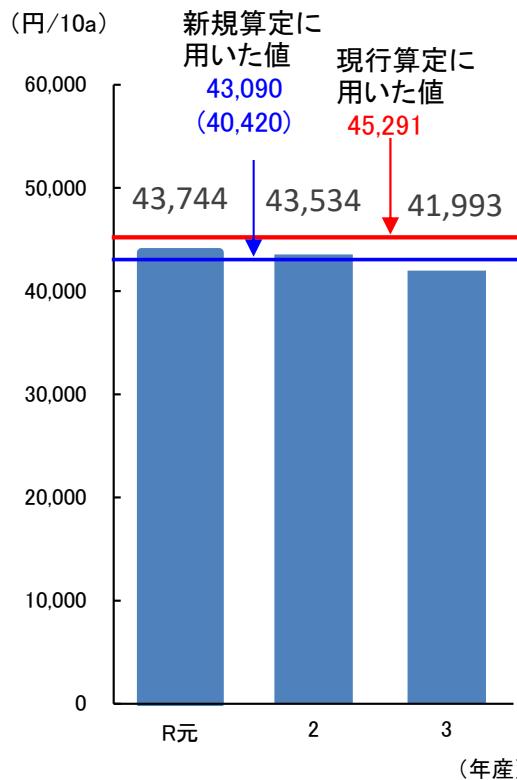


出典:民間流通麦の入札結果(全国米麦改良協会)
注1:50kg当たり販売価格は、全銘柄の加重平均価格である。
2:現行算定に用いた販売価格は、H26～30の5中3年平均の値である。
3:新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。
4:TPP等が発効し、麦のマークアップが引き下がることから、国産麦の販売価格が低下する分を単価に上乗せ。

5. 対象農産物の近年の状況(六条大麦)

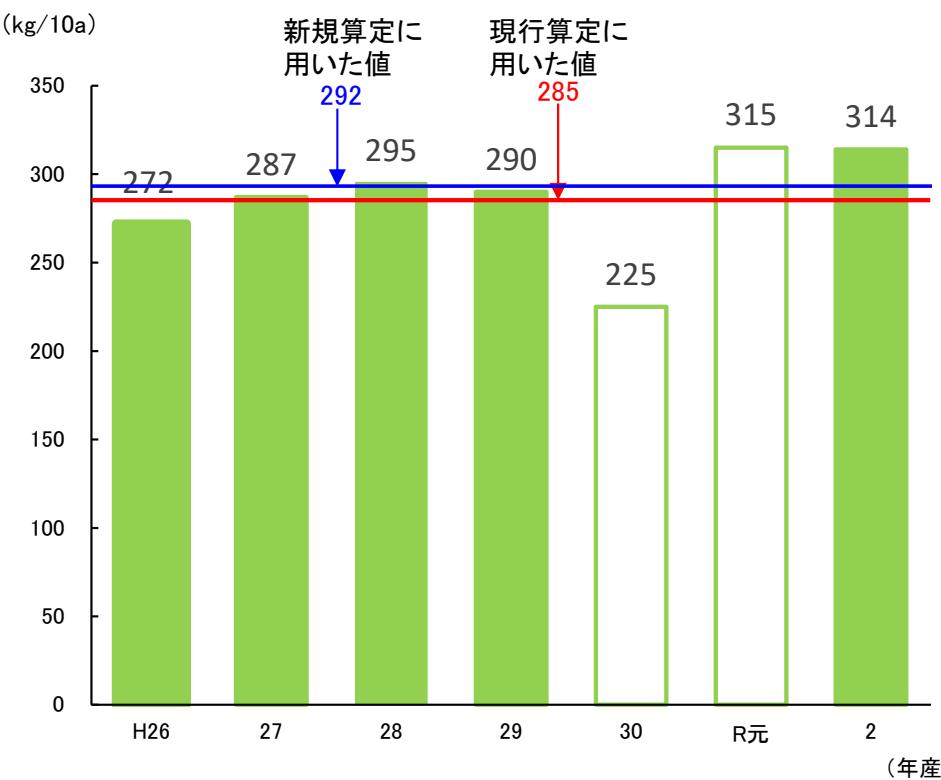
- 10a当たり生産費は、農機具費や労働費が減少したことにより減少している。
- 10a当たり収量は、横ばいで推移していたが、近年豊作となっている。
- 50kg当たり販売価格は、ほぼ横ばいとなっている。

○10a当たり生産費の推移



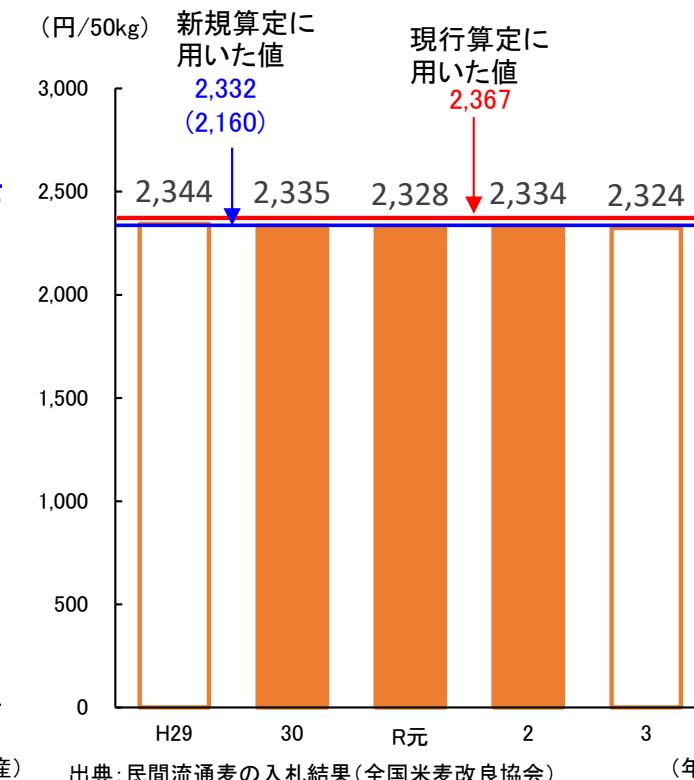
出典: 農林水産省「生産費統計」
注1: 現行算定に用いた生産費は、H28~30の3年平均の値である。
2: 新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。

○10a当たり収量の推移



出典: 農林水産省「作物統計」
注: 現行単価の算定に用いた単収は、H30の平均収量(H23~29の7中5平均)の値である。

○50kg当たり販売価格の推移

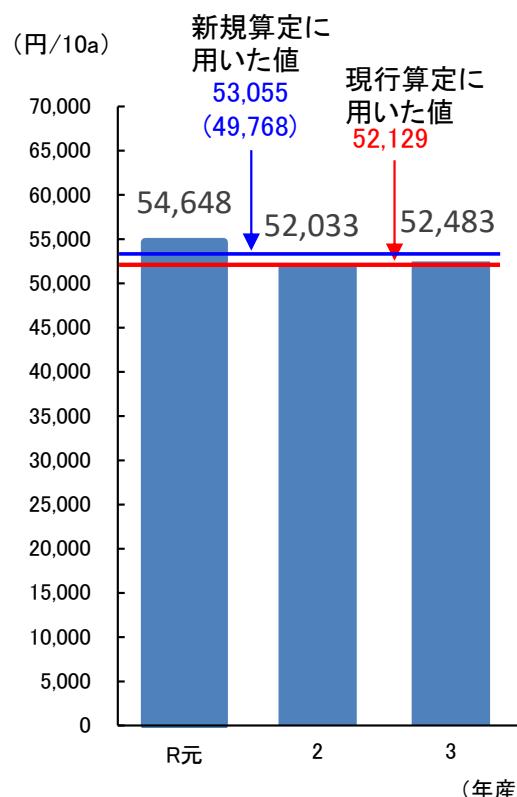


出典: 民間流通麦の入札結果(全国米麦改良協会)
注1: 50kg当たり販売価格は、全銘柄の加重平均価格である。
2: 現行算定に用いた販売価格は、H26~30の5中3平均の値である。
3: 新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。
4: TPP等が発効し、麦のマークアップが引き下がることから、国産麦の販売価格が低下する分を単価に上乗せ。

5. 対象農産物の近年の状況(はだか麦)

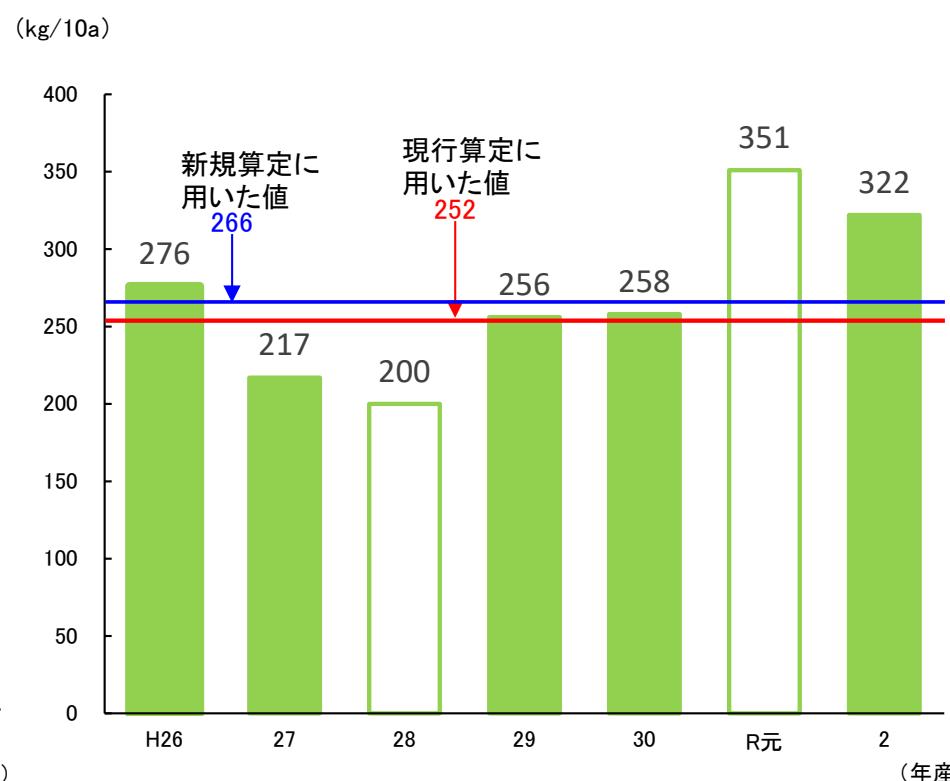
- 10a当たり生産費は、賃借料の増加に対し、農機具費が減少したことにより横ばいとなっている。
- 10a当たり収量は、近年豊作となっている。
- 60kg当たり販売価格は、需給緩和により下落している。

○10a当たり生産費の推移



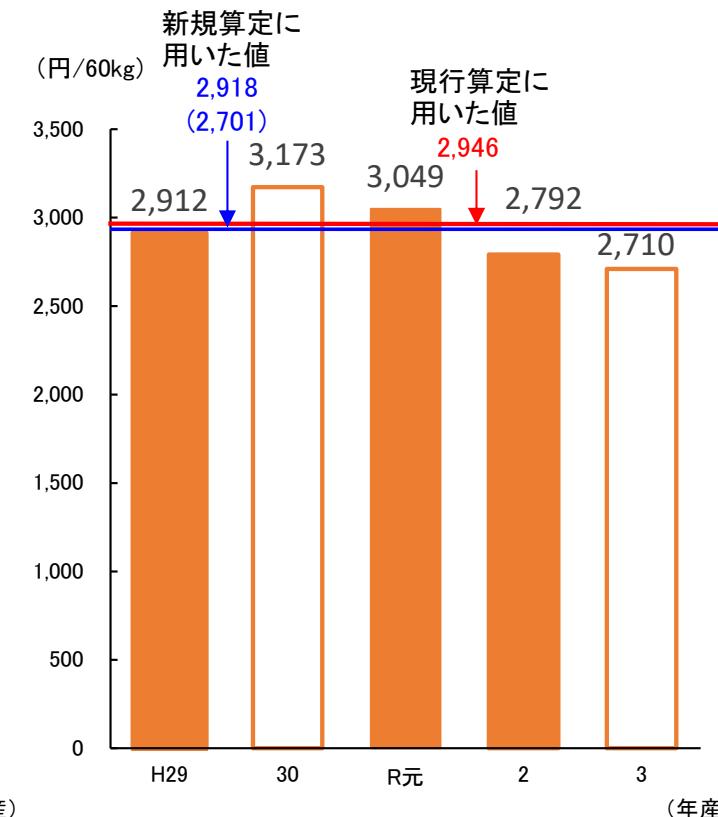
出典:農林水産省「生産費統計」
注1:現行算定に用いた生産費は、H28～30の3年平均の値である。
2:新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。

○10a当たり収量の推移



出典:農林水産省「作物統計」
注:現行算定に用いた単収は、H30の平均収量(H23～29の7中5平均)の値である。

○60kg当たり販売価格の推移

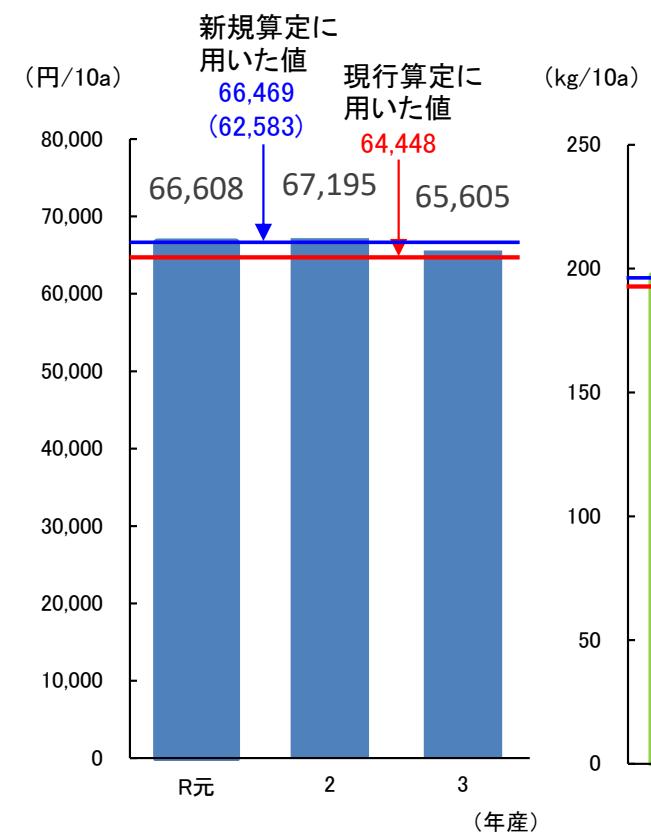


出典:民間流通麦の入札結果(全国米麦改良協会)
注1:60kg当たり販売価格は、全銘柄の加重平均価格である。
2:現行算定に用いた販売価格は、H26～30の5中3平均の値である。
3:新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。
4:TPP等が発効し、麦のマークアップが引き下がることから、国産麦の販売価格が低下する分を単価に上乗せ。

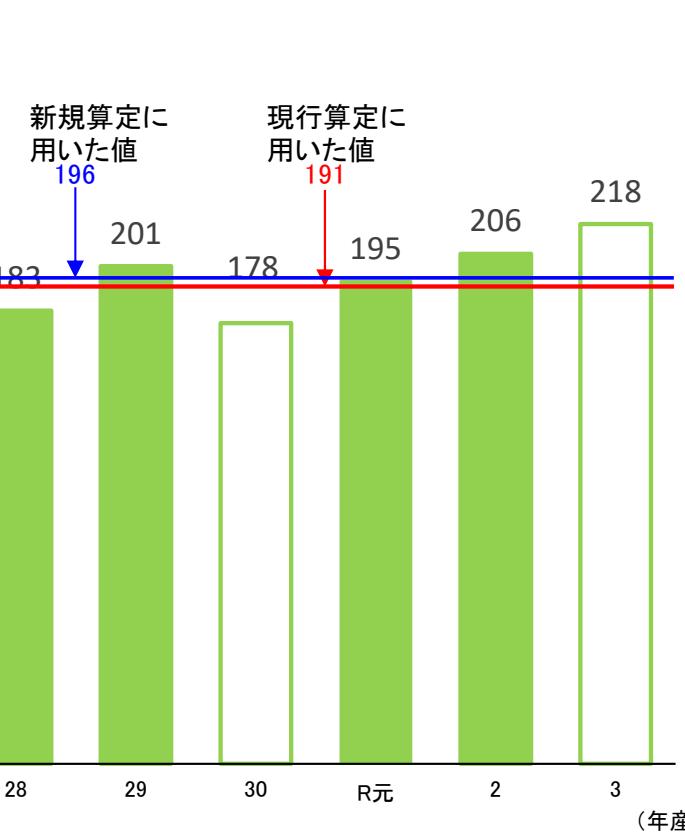
5. 対象農産物の近年の状況(大豆)

- 10a当たり生産費は、労働費の減少に対し、農機具費が増加したことによりやや増加している。
- 10a当たり収量は、現行算定に用いた収量を上回り、堅調に推移している。
- 60kg当たり販売価格は、現行算定に用いた価格を上回った年が多くなっている。

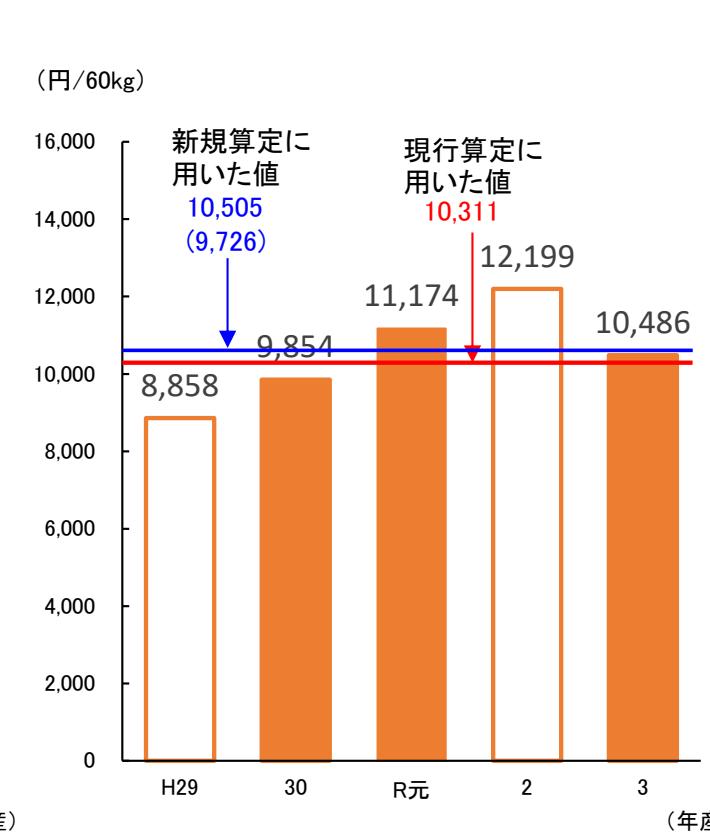
○10a当たり生産費の推移



○10a当たり収量の推移



○60kg当たり販売価格の推移



出典：農林水産省「生産費統計」

注1：現行算定に用いた生産費は、H28～30の3年平均の値である。

3:新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。

2:新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。

出典：農林水産省「生産費統計」

注：現行算定に用いた単収は、H24～30の7中5平均の値である。

出典：大豆入札取引の結果(日本特産農産物協会)

注1：60kg当たり販売価格は、全銘柄の加重平均価格である。

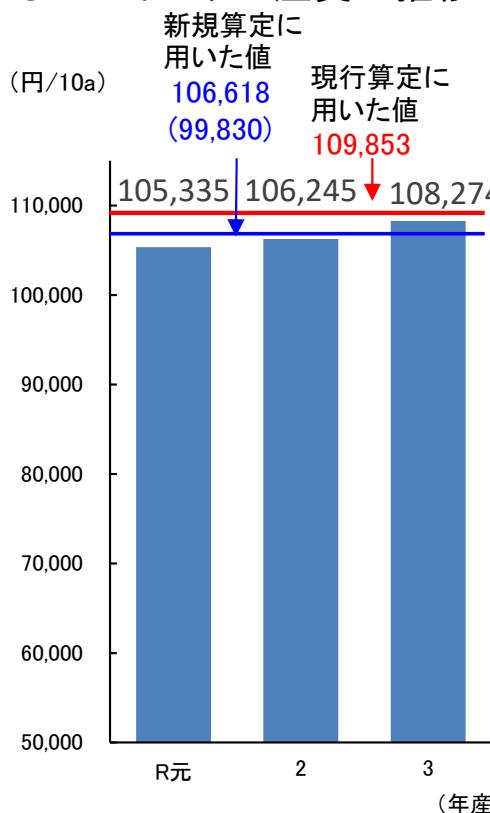
2:現行算定に用いた販売価格は、H26～30の5中3平均の値である。

3:新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。

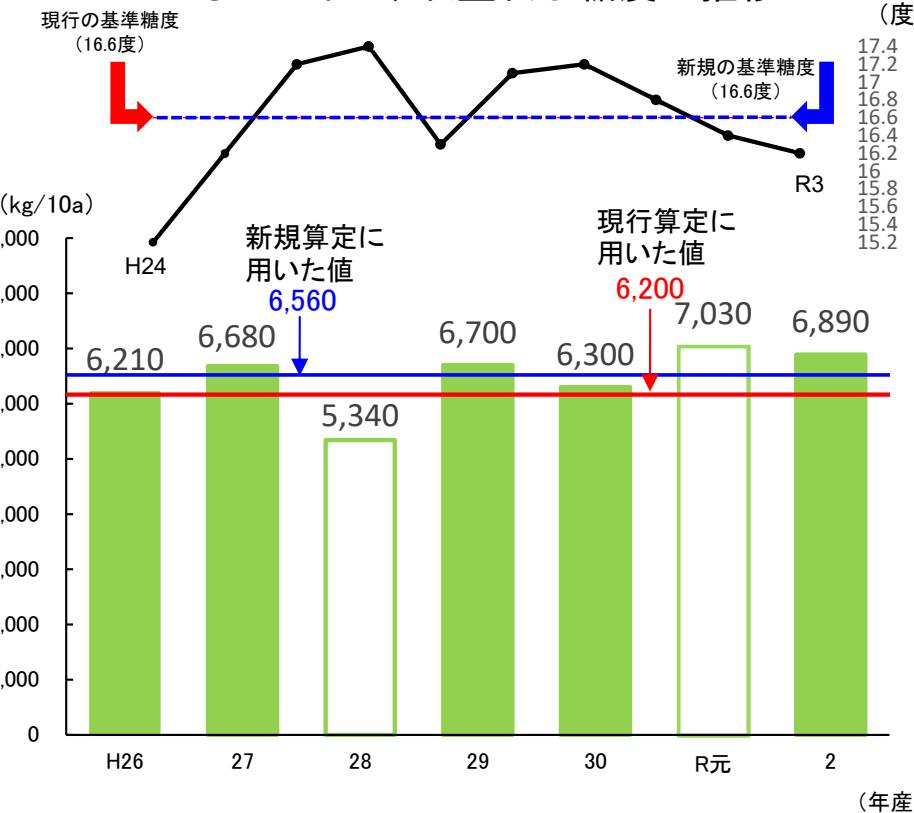
5. 対象農産物の近年の状況(てん菜)

- 10a当たり生産費は、直播の普及によって労働費が減少したことによりやや減少している。
- 10a当たり収量は、現行算定に用いた収量を上回り、堅調に推移している。
- 1t当たり販売価格は、ほぼ横ばいとなっている。
- 「基準糖度」は、前回の単価改定から10年間の平均で算定する方法としている。

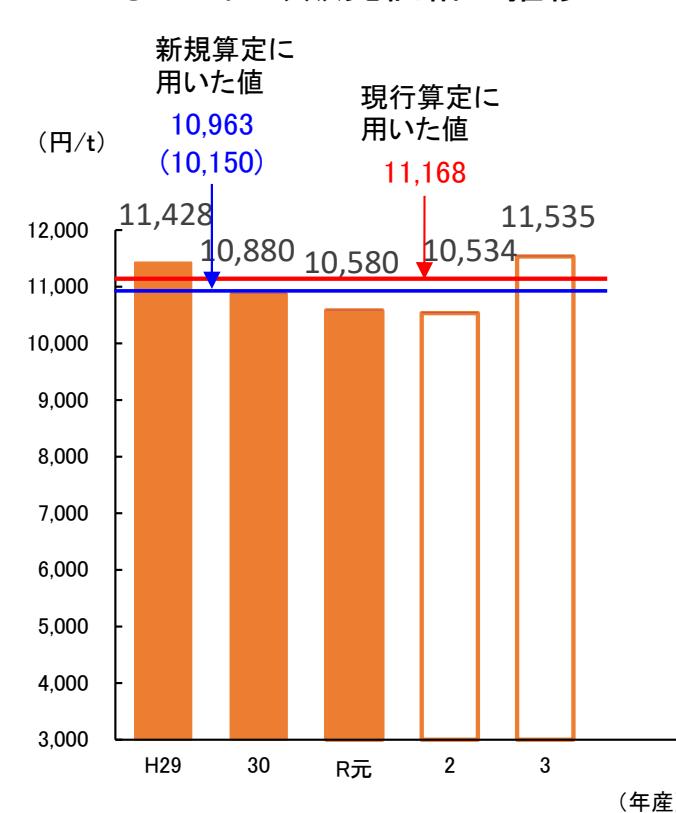
○10a当たり生産費の推移



○10a当たり収量及び糖度の推移



○1t当たり販売価格の推移



出典: 農林水産省「生産費統計」

注: 現行算定に用いた生産費は、H28～30の3年平均の値である。

2: 新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。

出典: 農林水産省「作物統計」(収量)、農林水産省調べ(平均糖度)

注1: 現行算定に用いた単収は、H30の平均収量(H23～29の7中5平均)の値である。

2: 現行の基準糖度は、H21～30の10年平均値である。

出典: 農林水産省調べ(販売価格)

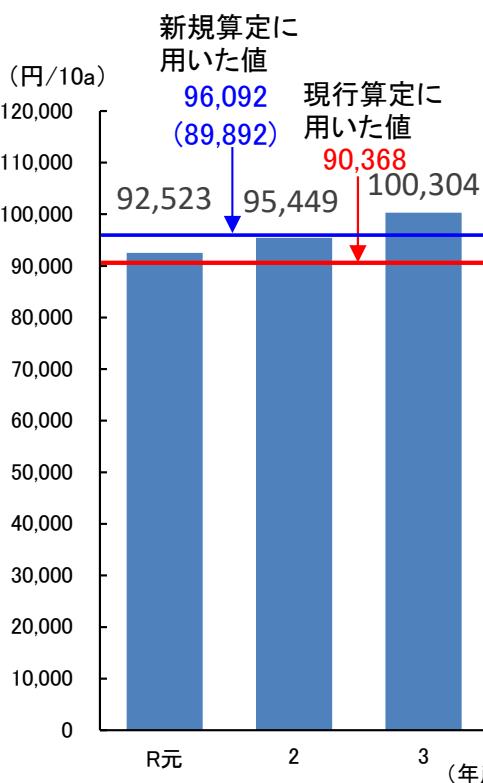
注1: 現行算定に用いた販売価格は、H26～30の5中3平均の値である。

2: 新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。

5. 対象農産物の近年の状況(でん粉原材料用ばれいしょ)

- 10a当たり生産費は、種苗費や農機具費、労働費が増加したことにより増加している。
- 10a当たり収量は、ほぼ横ばいで推移している。
- 1t当たり販売価格は、ほぼ横ばいで推移している。
- 「基準でん粉含有率」は、前回の単価改定から10年間の平均で算定する方法としている。

○ 10a当たり生産費の推移

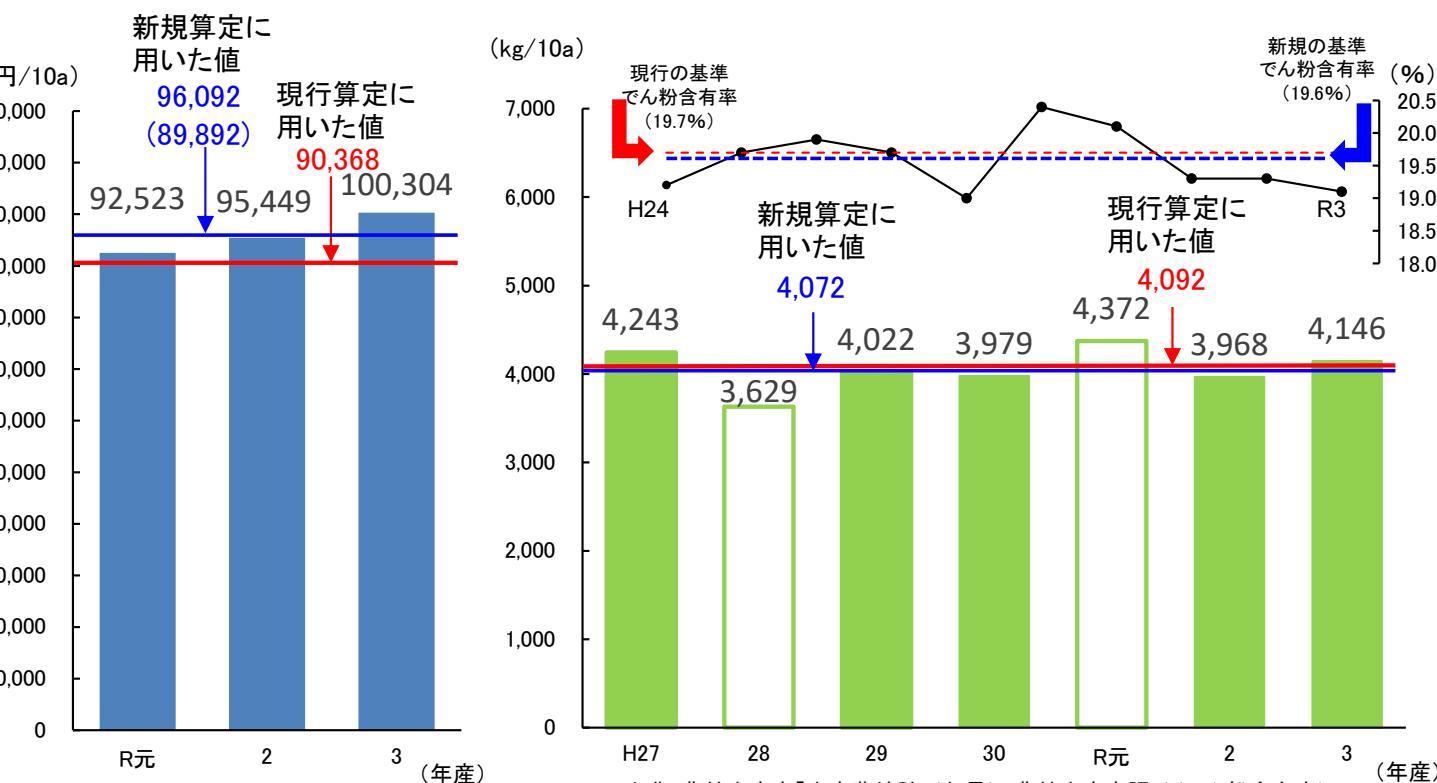


出典: 農林水産省「生産費統計」

注1: 現行算定に用いた生産費は、H28～30の3年平均の値である。

2: 新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。

○ 10a当たり収量及びでん粉含有率の推移

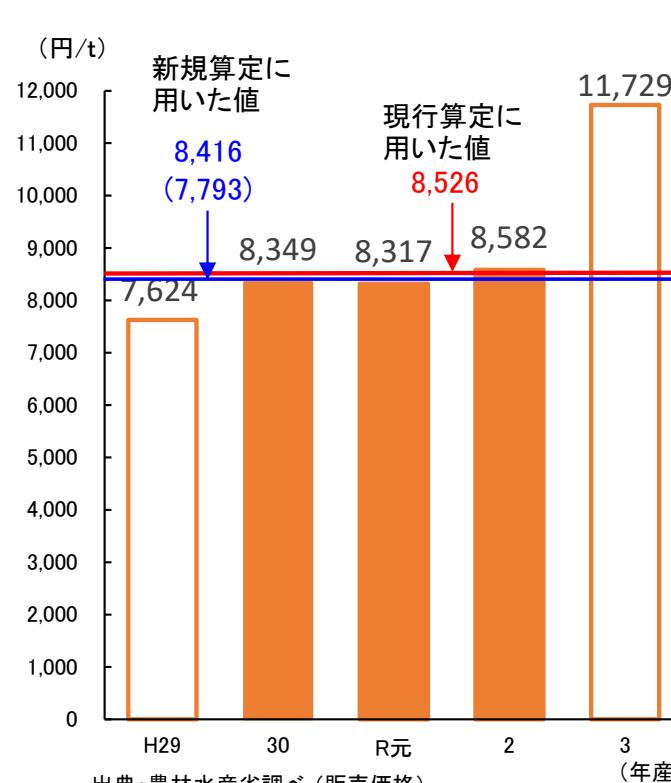


出典: 農林水産省「生産費統計」(収量)、農林水産省調べ(でん粉含有率)

注1: 現行の算定に用いた単収は、H24～30の7中5平均の値である。

2: 現行のでん粉含有率はH21～30の10年平均基準値である。

○ 1t当たり販売価格の推移



出典: 農林水産省調べ(販売価格)

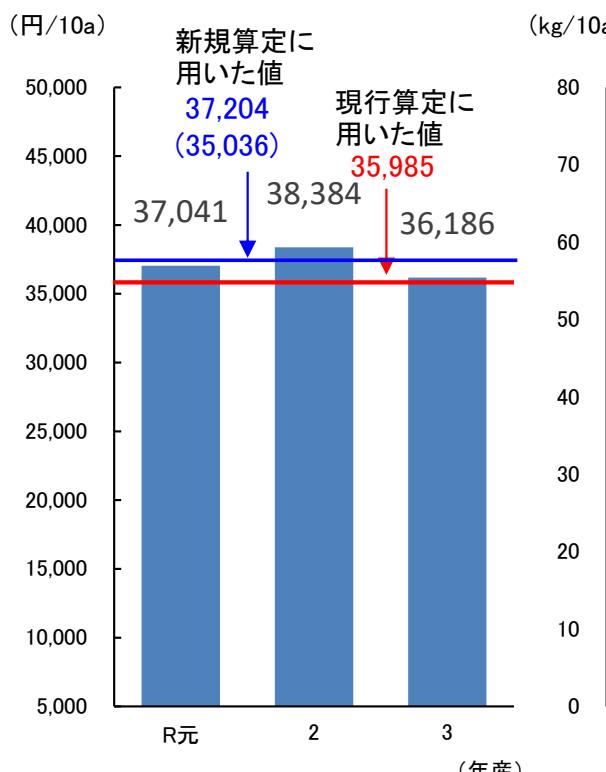
注1: 現行算定に用いた販売価格は、H26～30の5中3平均の値である。

2: 新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。

5. 対象農産物の近年の状況(そば)

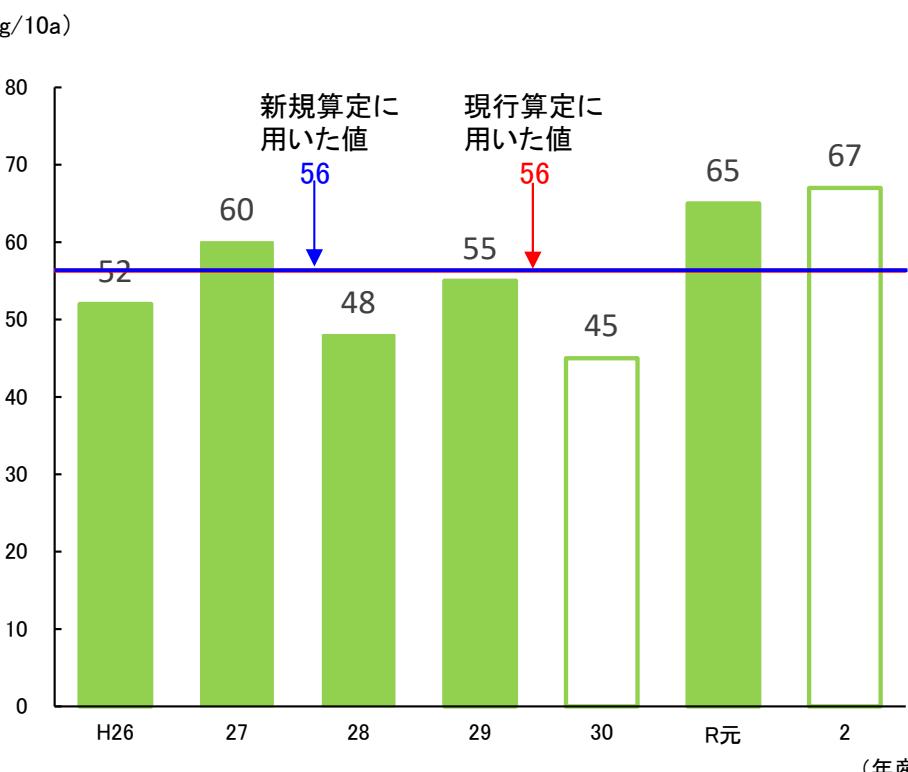
- 10a当たり生産費は、農機具費の増加によりやや増加している。
- 10a当たり収量は、現行算定に用いた収量の上下を年ごとにばらついている。
- 45kg当たり販売価格は、近年の新型コロナウイルス蔓延の影響等により下落傾向となっている。

○10a当たり生産費の推移



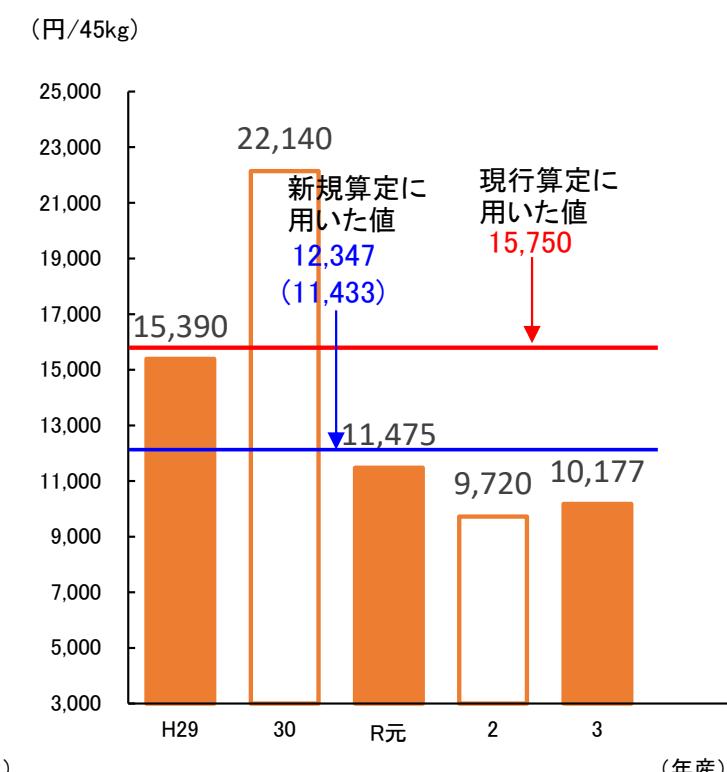
出典:農林水産省「生産費統計」
注1:現行算定に用いた生産費は、H28~30の3年平均の値である。
2:新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。

○10a当たり収量の推移



出典:農林水産省「作物統計」
注:現行算定に用いた単収は、H30の平均収量(H23~29の7中5平均)の値である。

○45kg当たり販売価格の推移

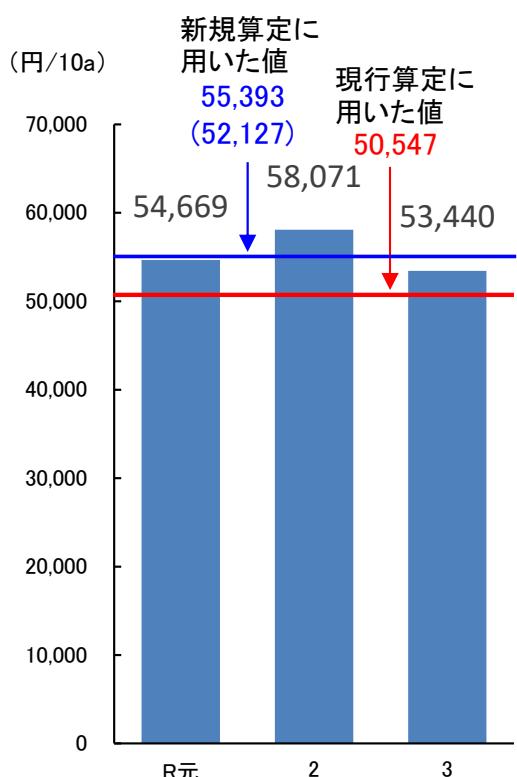


出典:日本経済新聞
注1:現行算定に用いた販売価格は、H26~30の5中3平均の値である。
2:新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。

5. 対象農産物の近年の状況(なたね)

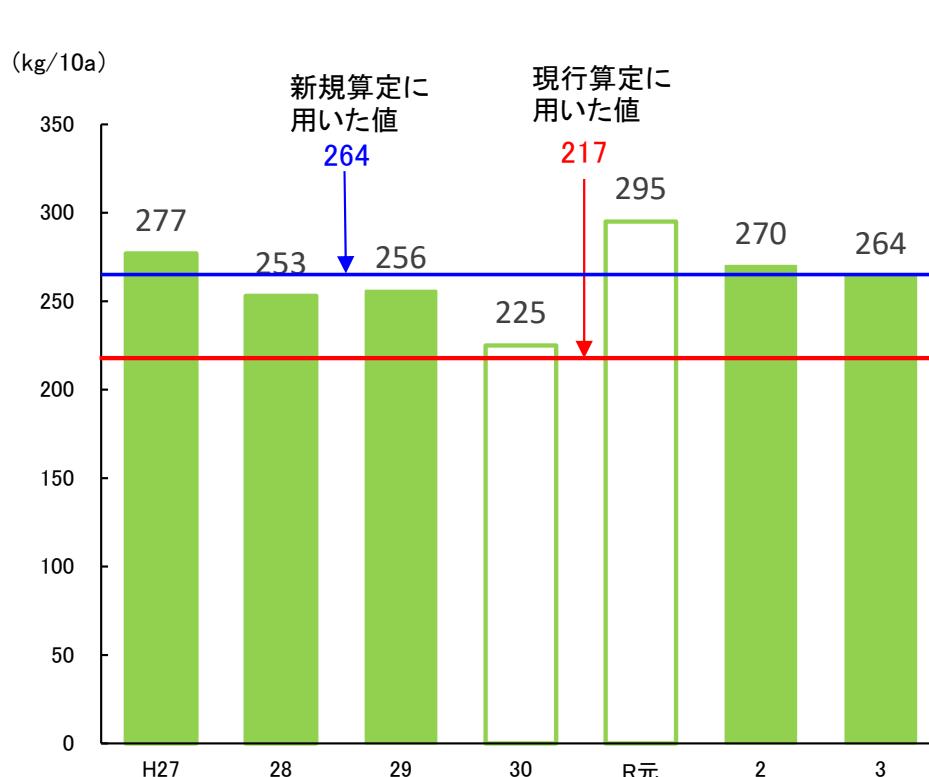
- 10a当たり生産費は、労働費の減少に対し、賃借料や農機具費が増加したことにより増加している。
- 10a当たり収量は、現行算定に用いた収量を大きく上回って推移している。
- 60kg当たり販売価格は、現行算定に用いた価格を大きく下回っている。

○10a当たり生産費の推移



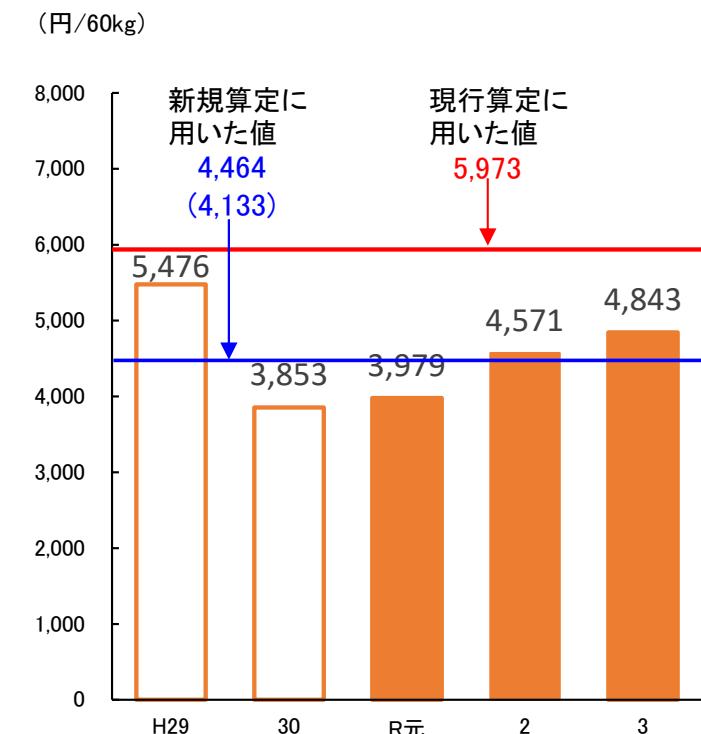
出典: 農林水産省「生産費統計」
注1: 現行算定に用いた生産費は、H28～30の3年平均の値である。
2: 新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いたの値である。

○10a当たり収量の推移



出典: 農林水産省「生産費統計」
注: 現行算定に用いた単収は、H24～30の7中5平均の値である。

○60kg当たり販売価格の推移



出典: 生産者団体聞き取り
注1: 現行算定に用いた販売価格は、H26～30の5中3平均の値である。
2: 新規算定に用いた値の()は、消費税相当額を除いた値である。

(参考)ゲタ対策の交付単価の推移

	H19~22	H23~25	H26~28	H29~31 (R元)		R2~4
				H29~30	H31 (R元) (消費税等による 期中改定)	
小麦 (円/60kg)	6,250 -	6,360 (+110)	6,320 (▲40)	6,890 (+570)	6,960 (+70)	6,710 (▲250)
二条大麦 (円/50kg)	4,450 -	5,330 (+880)	5,130 (▲200)	5,460 (+330)	5,500 (+40)	6,780 (+1,280)
六条大麦 (円/50kg)	4,350 -	5,510 (+1,160)	5,490 (▲20)	5,690 (+200)	5,730 (+40)	5,660 (▲70)
はだか麦 (円/60kg)	6,430 -	7,620 (+1,190)	7,380 (▲240)	8,190 (+810)	8,240 (+50)	9,560 (+1,320)
大豆 (円/60kg)	8,540 -	11,310 (+2,770)	11,660 (+350)	9,040 (▲2,620)	9,120 (+80)	9,930 (+810)
てん菜 (円/1t)	7,170 - 【17.1度】	6,410 (▲760) 【17.1度】	7,260 (+850) 【16.3度】	7,180 (▲80) 【16.3度】	7,450 (+270) 【16.3度】	6,840 (▲610) 【16.6度】
でん粉原料用 ばれいしょ (円/1t)	12,160 - 【17.4%】	11,600 (▲560) 【18.0%】	12,840 (+1,240) 【19.5%】	11,610 (▲1,230) 【19.5%】	11,670 (+60) 【19.5%】	13,560 (+1,890) 【19.7%】
そば (円/45kg)	- - -	15,200 - -	13,030 (▲2,170)	16,840 (+3,810)	16,960 (+120)	13,170 (▲3,790)
なたね (円/60kg)	- - -	8,470 - -	9,640 (+1,170)	9,920 (+280)	9,930 (+10)	8,000 (▲1,930)

注1：()内は前回の交付単価との差額。

2：てん菜とでん粉原料用ばれいしょの【 】は、それぞれ基準糖度と基準でん粉含有率。

3：H19~22は品目横断的経営安定対策時の交付単価であり、現行単価と比較するため、固定払と成績払（全国平均）の合計値とした。

4：令和元年に消費税が10%に引き上げられたことにより、課税生産費の2%分を上乗せ。

5：令和元年にTPPが発効し、麦のマーカップが引き下がること等から、国産麦等の販売価格が低下する分を上乗せ。

(参考) 担い手経営安定法(抜粋)

(定義)

第2条 この法律において「対象農産物」とは、米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉の製造の用に供するばれいしょその他の農産物であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- 一 国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要なもの
- 二 前号に該当する他の農産物と組み合わせた生産が広く行われているもの

2、3 (略)

4 この法律において「対象農業者」とは、次に掲げる要件に該当する者をいう。

- 一 次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十三条第一項に規定する認定農業者
 - ロ 農業経営基盤強化促進法第十四条の五第一項に規定する認定就農者
 - ハ 農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業団体その他の委託を受けて農作業を行う組織(地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることその他の農林水産省令で定める要件を満たすものに限り、法人を除く。)

二、三 (略)

(生産条件に関する不利を補正するための交付金の交付)

第3条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、生産条件不利補正対象農産物を生産する対象農業者に対し、次に掲げる交付金を交付するものとする。

- 一 当該年度における対象農業者の生産条件不利補正対象農産物の作付面積に応じて交付する交付金
- 二 当該年度において対象農業者が生産した生産条件不利補正対象農産物の品質及び生産量に応じて交付する交付金
- 2、3 (略)
- 4 第一項第二号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、生産条件不利補正対象農産物についての種類別及び農林水産省令で定める品質の区分(以下「品質区分」という。)別の数量当たりの単価(以下「数量単価」という。)に、その者の当該年度における当該生産条件不利補正対象農産物の品質区分別の生産量として農林水産省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額から、調整額(同項第一号の交付金の金額を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定した金額をいう。以下同じ。)を控除して得た金額とする。
- 5 数量単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した生産条件不利補正対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量並びに生産条件不利補正対象農産物の種類別及び品質区分別の需要及び供給の動向を考慮して定めるものとする。
- 6 農林水産大臣は、面積単価若しくは数量単価(以下「面積単価等」という。)を定め、又は調整額の算定に係る第四項の農林水産省令を制定し、若しくは改正するに当たっては、第一項各号の交付金の交付により生産条件不利補正対象農産物の生産に要する標準的な費用の額と生産条件不利補正対象農産物の販売による標準的な収入の額との差額の補填を図ることを旨としなければならない。

(略)